

11月15日(日) 7時～20時

愛媛県知事選挙

問 松前町選挙管理委員会
☎ 985-4132 FAX 985-4148

投票できる人

平成20年11月16日以前に生まれた人で、下のどちらかに当てはまる人

- ① 令和8年7月28日までに松前町に転入届を出した（住民登録がある）人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和8年7月29日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、投票所で「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の確認」を受けることが必要です。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 他市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町での投票となります。

投票所入場券

投票所入場券は、10月29日から選挙人に郵送を開始する予定です。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

不在者投票

下に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

- ① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合

→ 滞在地の選挙管理委員会

- ② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合

→ 入院・入所中の施設

※ ①の場合は、郵便で投票用紙の請求、交付、返送を行い、投票します。郵送に日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

※ ②の場合は、入院・入所している施設の長に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで投票日に投票できない人は「期日前投票」ができます。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

- ▶ 日程 10月30日(金)～11月14日(土)(祝日含む)
8時30分～20時

- ▶ 場所 役場2階大会議室



投票所入場券裏面の宣誓書に記入を

投票所

お住まいの区域によって投票所が異なります。投票所入場券にも記載していますので、ご確認ください。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	旧古城幼稚園	本村・筒井
第4	出作集会所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館2階大会議室(※)	神崎・鶴吉

投票区	投票所	区域
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	恵久美集会所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋

(※) 東公民館については、これまで1階ロビーとしていましたが、今回から2階大会議室に変更します。